

吉野川歴史探訪 明治はじめの堤防整備

こんにちは。別宮川三郎です。さて、雄大な吉野川の川幅はどのように決まったのでしょうか？河口から約18kmのところを高瀬橋という潜水橋があります。内務省は明治30年頃に、このあたりで流量観測を行い、河川改修の計画流量50万個(13,900m³/s)を決定し、この流量を流すため、在来堤防を拡築することとしたのです。つまり、当時の堤防が吉野川の川幅の基礎となり、別宮川の放水路幅(現在の第十堰下流の吉野川)など上下流の川幅を決定しています。

しかし、当時の堤防が、様々な地域間の紛争や調整を重ねてきた先人たちの労苦の結果であるということはあまり知られていません。今月号から、明治30年頃の堤防がどのようにできたのか？複数回に分けて探訪したいと思います。

1. 絶えることのない水除け争い

明治34年の実測平面図(図1)で当時の堤防を確認することができます。吉野川の南岸堤防は、明治8年頃から明治20年代に整備されたものですが、この地域は、西覚円、東覚円、高畑中洲が吉野川と神宮入江川に囲まれた川中島であり、藍の恵みをうける一方で、洪水常襲地帯であり水除け争いが絶えない地域でした。この地域では、明治30年頃の堤防が整備されるまでに、少なくとも4度の水除け争いがありましたので、まずは時系列で簡単に紹介します。

① 印石埋込【嘉永6年(1853)】

神宮入江川北側の「中洲地区」と南側の「元村地区」の堤防の高さを巡る争いであり、郡代は、元村の人々に中洲地区の土地と同じ高さの堤防を築くことを許しましたが、元村の人々は完成した堤防にさらに土を盛ったため、藩は土を除去するように命じるとともに、争いが起こらないように堤防の高さを示す「印石」と呼ばれる石柱を堤防の各所に埋め込みました。

(Our よしのがわ 10月号 12頁)



印石(産神社)

② 新居嘉藤治投身自殺【安政6年(1859)】

新居嘉藤治は周辺11ヶ村の惣代として、神宮入江川の南岸、中島村から高畑村にかけて堤防の嵩上げを行いました。神宮入江川の北岸の住民から反対され、藩からも堤防の引き崩しを命じられます。

嘉藤治は引き崩しを防ぐため、藩への再願などを行いますが、叶えられることなく、ついには投身自殺をしたのです。

(Our よしのがわ 12月号 10頁)



新居嘉藤治の墓

③ はちかそんげきそしやう めいじ 八ヶ村堰訴訟【明治8年(1875)】

藩政期、西覚円、東覚円、高畑中洲は川中島であり、堤防が無い状態でしたが、神宮入江川流入部に「八ヶ村堰」と呼ばれる分流堰をつくり洪水被害を軽減していました。

(Our よしのがわ 1月号 12頁)

名東県は、明治8年頃に八ヶ村堰を埋めて西覚円、東覚円、高畑中洲の川中島を守る堤防を建設しますが、堤防の位置を巡って住民が県を相手取り訴訟を起こしたのです。

④ かくえんそうどう めいじ 覚円騒動【明治21年(1889)】

明治8年頃に造られた堤防により、西覚円付近では川幅が狭くなり、明治17年に吉野川の調査を行ったヨハネス・デ・レーケはその堤防を撤去・引堤し、覚円村を平坦にするよう提言します。

内務省、徳島県では、提言に従い覚円堤防の引堤などを行いますが、明治21年洪水で工事途中の堤防が決壊し、多くの人命が失われます。この被害を受け「覚円騒動」が勃発し、県議会は国に工事廃止を要請することとなり内務省は工事を中止しました。

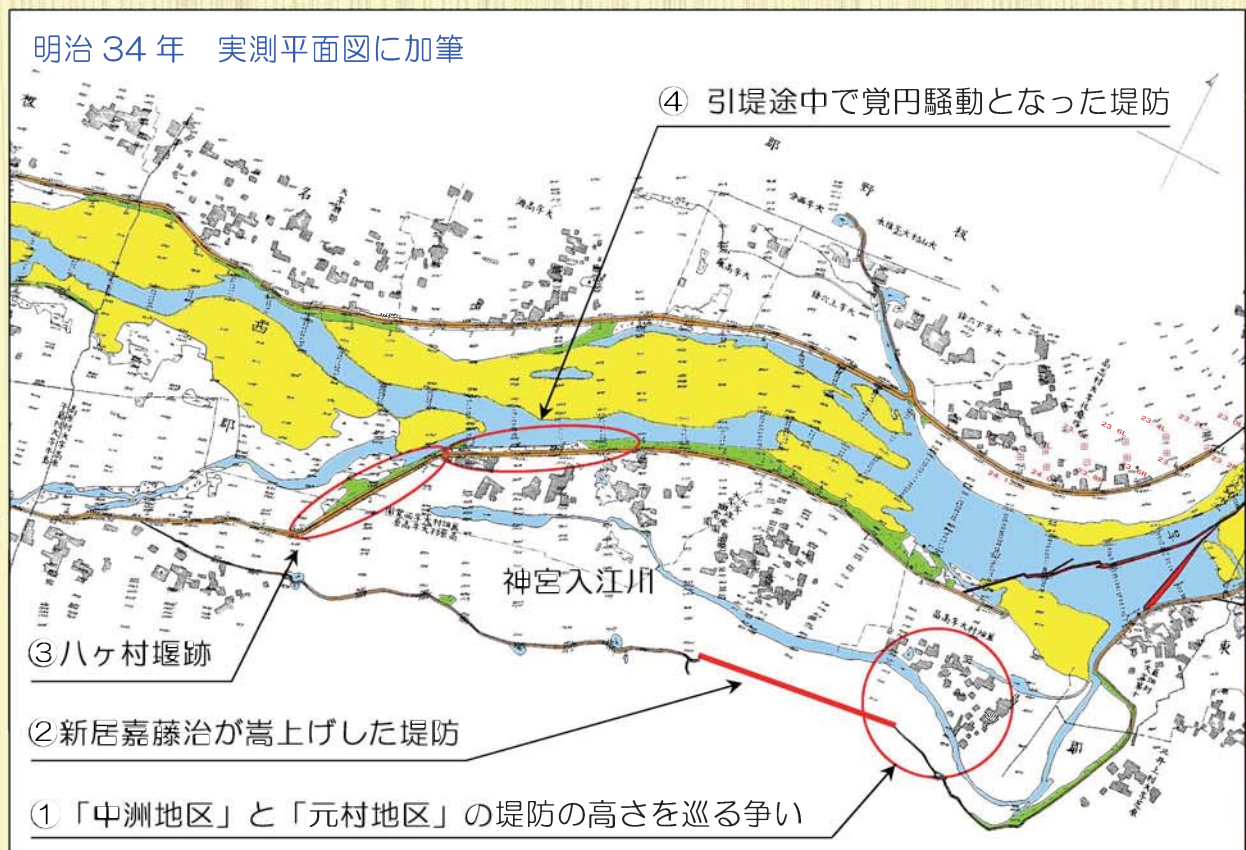


図1：明治34年 実測平面図

① 印石埋込、②新居嘉藤治投身自殺については、これまでの歴史探訪で紹介しておりますので、今月号は③八ヶ村堰訴訟のきっかけとなる明治8年頃の堤防整備について探訪しましょう。

2. 公文書が語る明治8年の堤防整備の経緯

「みょうとうけんかよしのがわすじていほうみんひつきたてうかがい名東県下吉野川筋堤防民費築立伺（写真1）」（以下、築立伺）は、明治7年に名東県が覚円堤防（石井町）、大牛堤防（上板町）の新設について内務省に伺ったものです。（国立公文書館所蔵）築立伺は、名西郡における連続堤防の整備と堤防底地の田畑の租税の免除を求めたもので、明治8年3月に認可され堤防の新設工事を行うこととなります。

築立伺には、当時の水害の状況、堤防整備を巡る経緯などが、広範囲の地域について記載されるとともに、附図（図2）が存在する極めて貴重な資料です。この公文書を通じて、当時の吉野川下流域を探訪しましょう。

① 連続堤防の整備経緯

附図では、神宮入江川の南側に位置する高原村の堤防（神宮堤）からしばはら芝原村の堤防（りゅうぞうてい龍蔵堤）の間を朱引きで示しています。築堤伺では、朱引きについて、嘉永年間（1848～1853）に村々からの築堤要望があり、堤防整備を行いました。その高さを巡って、神宮入江川の北側に位置する西覚円、東覚円、高畑中洲が、川中島同然となり、住民から断固反対の申し出があったため、築堤の願いも虚しく、高畑村の惣代が自殺に至った一大論所の場所であることを記載しています。つまり、朱引きの場所は、12月号の歴史探訪で紹介した、新居嘉藤治らが命をかけて堤防をつくった場所で、治水の難しさを表しています。

また、当時の堤防が茶色の実線で示されています。当時の堤防について築立伺では、吉野川では往古から堤防がなくぶんせい文政年間（1818～1829）より築堤が始まり、明治7年の姿（茶色の実線）になっていますが、十数年前（1860頃）まで、吉野川上下流・左右岸すべてが小規模で不連続な堤防しかなかったことが記載されており、附図に描かれる吉野川南岸の川島町（吉野川市）から中島村（石井町）までの約11kmの連続堤防は、幕末から明治初期にかけて急速に整備されたことが理解できます。

② 激化する水害

連続堤防が途切れている朱引きの場所から洪水があふ溢れ、被害が甚大になっているうえに、名東郡井戸、日開、芝原、桜間の四ヶ村は土地が低いため、明治6年から7年の洪水で2階まで水没し人命に関わる土地柄になっていることが記載されています。

この時代、人口増加に伴う低地への居住、山林伐採に起因した土砂流出に伴う川底の上昇などから、水害が増加したことは知られていますが、上流から連続堤防を整備したことも水害を激化させた一因であることが伺えます。

③ 新設堤防の位置

新設堤防（青色の破線）位置について、南岸側は川中島である西覚円、東覚円、高畑中洲の吉野川側に連続堤防を築き堤内地になるよう計画しています。北岸側は既設のおおきゆう大牛堤防からろくじょう六條堤防まで築堤を行い連続堤防にするよう計画しています。

南岸側の新設堤防の位置については、過去に騒動があったこともあり、神宮入江川北岸、南岸側村々の要望であることや、吉野川北岸（上板町）と南岸（石井町）を同時に築堤すれば双方苦情がないことなどが記載されており、治水を巡る左右岸バランスについて、慎重に進めていることが理解できます。

国立公文書館所蔵 附図に加筆



図2：名東県下吉野川筋堤防民費築立伺 附図

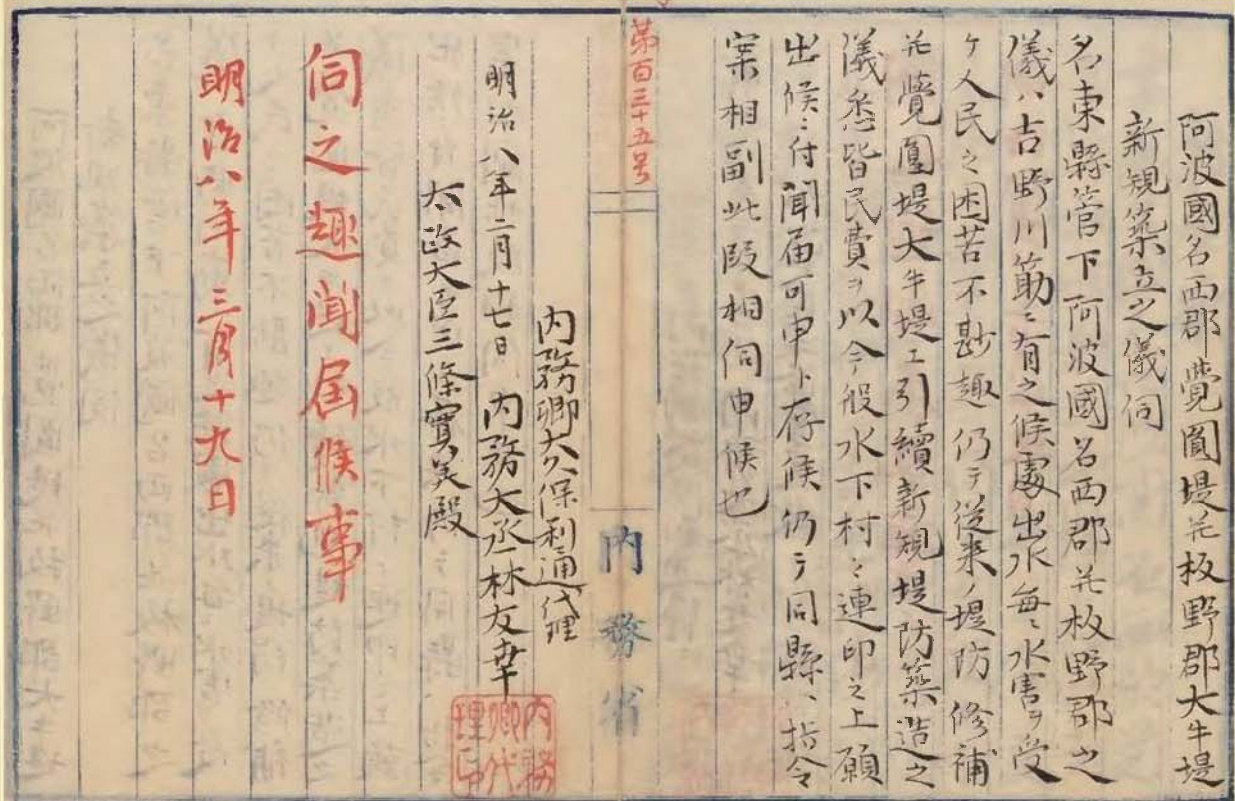


写真1：名東県下吉野川筋堤防民費築立伺（明治7年9月）（国立公文書館所蔵）

④ 費用負担

現在、吉野川の国管理区間で堤防整備を行う場合、費用負担率は、国が2/3、徳島県が1/3を基本としています。築立伺では、連続堤防の整備に伴う費用である約25,000円は地元で全額負担することとしています。

また、当時の連続堤防の整備順序として、名西郡の上流側にあたる麻植郡の連続堤防が完成していることが図2で示されており違和感がありますが、当時は連続堤防の整備が急務で、堤防位置や費用負担について合意形成ができたところから、整備を進めていたのかも知れません。

⑤ 内務省から名東県への問い合わせ

内務省は、名東県から築立伺を受け取りますが、この箇所が以前より論争の土地になっていることから、関係村々の連印のある要望書の提出を求めました。また、連続堤防の締め切りに関しては、かえって、堤防の決壊につながる可能性があるため、霞堤にすべきではないかとの質問をしています。

これに対して名東県は、上流の連続堤防の整備により、川の流れが大きく変化し、堤防整備が行われていない名西郡の沿川村々に洪水流が集中し、格別の出水でもないのに、溺死者^{てきししゃ}、家屋流出^{かうはい}、農地の荒廃など古今希な水害をこうむり、村々が存亡の危機にあることを述べて堤防整備の必要性和緊急性を訴えています。

また、連続堤防の締め切りに関しては、下流にある第十堰で流路が二分（吉野川と別宮川）して海に到達しており、僅かの障害にもならないので築立伺のとおり締め切り方式で建設したい旨を関係村々連印の写しを添付のうえ回答しています。

3. 完成した堤防。しかし、大問題が・・・

名西郡の吉野川南岸の覚円堤防と北岸の大牛堤防は、明治8年頃に完成します。図3は藩政期、明治8年頃、現在の堤防位置を重ね合わせたものです。この図をみれば、明治8年頃と現在の堤防位置の違いが理解できます。

南岸の覚円堤防は、当初の予定と異なり、下流端の締め切りが行われることなく、内務省が指摘した霞堤となっています。また、南岸の西覚円村と北岸の高瀬村・瀬部村の川幅が、上下流に比べて極端に狭くなっていることが分かります。なぜ、このような歪な形になったのか分かりませんが、藍作が盛んな地域で土地を失うことに対する抵抗と、年々激しくなる水害を少しでも減らしたいという思いが生み出した妥協の産物かも知れません。

この堤防は、築立伺によれば、図2の緑で囲った村々が連印のうえ要望したことになっていますが、結果的に狭窄部が、上流側の水位を高めることになったため、堤防の決壊による水害のリスクが高まった上流の9ヶ村の村々（図2黄色で囲った村々）から、堤防の位置の是非について、名東県が訴えられることとなります。この訴訟は「八ヶ村堰訴訟」と呼ばれており、当時、地方の長官を相手にした人民からの訴訟は稀で全国から注目されていました。この歪な堤防は、「八ヶ村堰訴訟」、「ヨハネス・デ・レーケによる吉野川調査」、「覚円騒動」を経て、明治20年代に青線の位置に堤防を作り直しますが、この作り直した堤防が、いわゆる吉野川堤防の原形で、吉野川下流における治水計画の原点なのです。

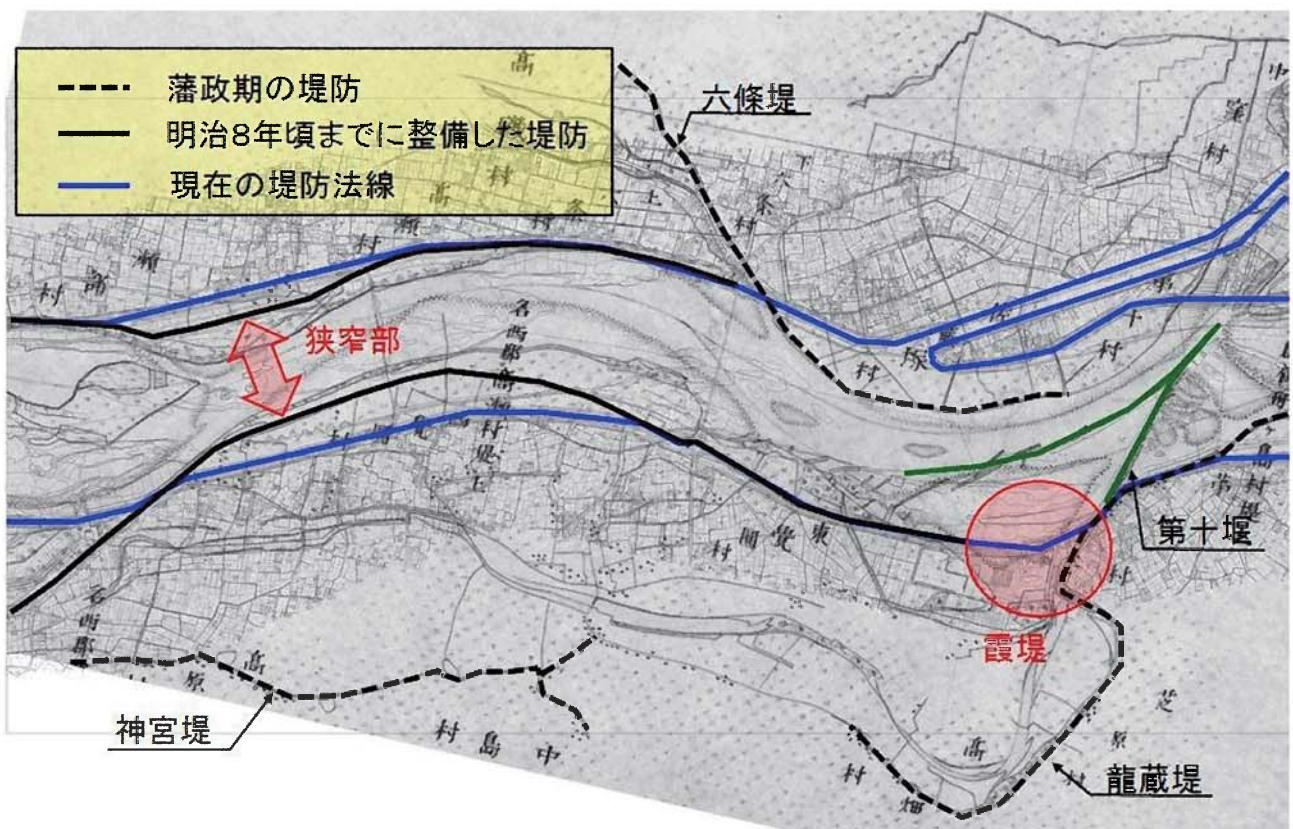


図3：明治8年頃から現在の堤防の移り変わりイメージ図

今回は、「八ヶ村堰訴訟」の背景やその顛末^{てんまつ}を探访しましょう。